

# 株 主 各 位

東京都新宿区新宿三丁目1番24号

## 株式会社アルデプロ

代表取締役社長 高橋 康夫

### 臨時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、下記のとおり当社臨時株主総会を開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただく方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、平成22年7月26日（月曜日）午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

#### 記

1. 日 時 平成22年7月27日(火曜日) 午前10時
2. 場 所 東京都新宿区西新宿二丁目4番1号  
新宿NSビル30階  
NSスカイカンファレンス ホールA・B

(会場が前回と異なっておりますので末尾の株主総会会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。)

#### 3. 会議の目的事項

##### 決 議 事 項

- |       |                                 |
|-------|---------------------------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件                        |
| 第2号議案 | 第三者割当による募集株式（普通株式）の発行の件         |
| 第3号議案 | 第三者割当による募集株式（譲渡制限種類株式）の発行の件     |
| 第4号議案 | 第三者割当による募集株式（優先株式）の募集事項の決定の委任の件 |
| 第5号議案 | 資本金の額の減少の件                      |
| 第6号議案 | 資本準備金の額の減少の件                    |
| 第7号議案 | 取締役1名選任の件                       |

以 上

- ~~~~~
- (注) 1. 本株主総会ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 株主総会参考書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、書面による郵送または当社ホームページ (<http://www.ardepro.co.jp>) において、掲載することによりお知らせいたします。

# 株主総会参考書類

## 第1号議案ないし第7号議案の上程に至る経緯

当社は、今後の事業再生に向けた強固な収益体質の確立と、財務体質の抜本的な改善を図るため、平成22年3月2日付で、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法所定の特定認証紛争解決手続（以下、「事業再生ADR手続」といいます。）を申請し、受理されました。当社は、事業再生ADR手続の中で、全対象債権者の皆様と協議を進めながら、公正中立な立場にある事業再生実務家協会（事業再生ADR手続の手続実施者）より調査・指導・助言をいただき、上場維持を前提とした事業再生計画案を策定し、平成22年6月1日開催の第2回債権者会議の続行期日において説明いたしました。そして、平成22年6月29日開催の第3回債権者会議において、当社の事業再生計画案について全対象債権者の皆様から同意をいただき、事業再生ADR手続が成立いたしました（当社の事業再生計画を、以下「本事業再生計画」といいます。）。

株主の皆様をはじめ関係者の皆様には、多大なご負担とご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。今後は、本事業再生計画を確実に履行していくことにより、株主の皆様、お取引金融機関をはじめ関係者の皆様方のご期待、ご協力にお応えしてまいる所存でございます。何卒、引き続きのご支援、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

### 1. 事業再生ADR手続申請に至るまでの経緯

当社は、平成13年から、中古マンション再活事業（企業の社宅や民間の1棟マンションを仕入れて、リフォームを施し、管理組合の設立準備や区分登記などをして付加価値を高めた上で、顧客に販売する事業）を中核とする不動産事業を行ってまいりました。中古マンションは新築マンションに比べて価格の優位性があり、販売は好調に推移しておりました。平成16年以降、当社は、投資ファンドやJ-REITなどによる不動産市場への進出と中古マンション市場の活性化を受けて、全国に9支店、30営業所を開設し、また、投資関連事業（収益物件を仕入れ、不動産ファンド等に販売する事業）及び、開発事業（用地を仕入れ、大型物件の建築等の開発を行う事業）に事業を拡大いたしました。平成19年8月には、ゴールドマン・サックスグループから第三者割当増資により約200億円、社債の発行により約100億円を調達し、これを原資として積極的に物件を購入し、開発事業の全国的な展開を図りました。

しかし、サブプライムローン問題の顕在化により、平成19年冬ころから、外国資本の投資ファンドの多くが国内の不動産事業から撤退し、また、市場全体の景気の悪化により金融機関の融資姿勢が消極的になったこと等を受けて、当社を取り巻く経済環境は急激に悪化いたしました。不動産投資市場の沈静化により当社が保有す

る不動産の価格は急激に下落いたしましたため、当社は多額の損失を計上し、資金繰りも急速に悪化いたしました。

その間、当社は人員や経費の削減、子会社の切り離し等の自助努力を行い、損益の改善を図りましたが、抜本的な改善には至りませんでした。

また、当社は不動産の評価損の計上などにより平成21年7月期（連結）において約195億円の債務超過となっており、東京証券取引所マザーズ市場への上場を維持するために平成22年7月期末までに債務超過を解消する必要があります。

このような状況を踏まえ、今後の事業再生に向けた強固な収益体質の確立と財務体質の抜本的な改善を図るため、事業再生ADR手続の利用申請を行い、事業再生ADR手続の中で、全対象債権者の皆様に対して、金融支援を要請するなどの抜本的な事業再生を目指すことといたしました。

## 2. 金融支援について

### 金融支援の内容

#### ① 有担保債権の返済条件の緩和

事業再生ADR手続の中で全対象債権者に対して、不動産担保等により保全されている有担保債権部分138億95百万円について、担保物件の売却時に返済することを条件とするなど返済条件を緩和していただきました。

#### ② 無担保債権の一部支払い繰延べ

不動産担保等により保全されていない無担保債権部分276億33百万円について、その一部4億29百万円を3年間の支払い繰延べに変更していただきました。

#### ③ 無担保債権のDES

不動産担保等により保全されていない無担保債権部分276億33百万円について、その一部4億29百万円を控除した残額272億3百万円について債務の株式化（デット・エクイティ・スワップ。以下、「DES」といいます。）に応じていただくことになりました。

#### ④ 未払利息の利率変更

全対象債権者に対して、未払利息の利率変更に応じていただくことになりました。利率変更により未払利息の金額は15億63百万円減少することになります。

#### ⑤ ゴールドマン・サックスに対する支援要請

当社株主であるジーエス・ティーケー・ホールディングス・フォー合同会社が現在保有している当社普通株式については、同社を運営するゴールドマン・サックスに対し、本事業再生計画における対象債権者に対する対象債権の弁済期間である3年間については引き続き同社に保有いただき、当社の経営再建をご支援いただく趣旨で、第三者への譲渡を行わないことを要請し、ご了解をいただきました。

## 3. 本事業再生計画の概要

#### (1) 開発事業等からの撤退

当社は過去の業績悪化の反省を踏まえて、投資関連事業、開発事業から撤退し、当社ビジネスモデルの原点である中古マンション再活事業へ集中してまいります。当社は平成19年8月に連結売上高1,607億円の業績見通しを発表し、その達成のため、不動産仕入を積極的に行いました。そのとき、これまで手がけてこなかった土地の仕入れなどの開発案件にも範囲を広げました。しかし、開発案件は土地を仕入れてから建物を建設して販売するため資金を回収するために長期間（物件によっては2年や3年）を要し、資金繰りが逼迫する一因となりました。

当社のビジネスモデルの原点である中古マンション再活事業は販売期間が短いため、資金効率が良いことが特徴です。このため、開発案件からは撤退し、中古マンション再活事業に経営資源を集中してまいります。

また、平成19年7月期まで支店・営業所の拡大、子会社の買収、設立などを進めてまいりましたが、不動産市況の下落、経営資源の首都圏への集中、子会社への投資の見直しなどを進め、支店・営業所の閉鎖、子会社の売却などを進めました。現在は支店は広島支店のみ、子会社は株式会社アルデプロ住宅販売のみとなっております。

#### (2) 中古マンション再活事業の特徴

賃貸マンションに暮らしている方が、同程度の中古マンションを住宅ローンの利用で購入した場合の月々のローン返済額は、月々の家賃に比べて通常少なくなります。

また、新築マンションと比較すると、新築マンションは価格変動が大きいですが、中古マンションは価格変動が小さく、利便性の良いマンションは値上がりすることもあります。また、新築マンションは一般にモデルルームを見学して購入を決めます。モデルルームの見学時期はまだマンションを建築している最中で、実際に建物に入って、中からの眺望などを確認することはできません。一方、中古マンションは、実際にお部屋から眺望を確認することができます。また、居住環境、日当たりや騒音なども確認でき、納得して購入できます。こうした中古マンションの特徴は新築マンションに比べて大きなメリットがあり、当社の中古マンション再活事業には社会的意義と有用性があると考えております。

### 4. 本事業再生計画の経営計画

#### (1) 仕入物件の継続的な供給

##### ① 首都圏の中古マンションの供給

首都圏の中古マンションの在庫は約3万戸あり、新規登録件数も毎月約1万件あり、今後も供給は続くものと考えられます。

##### ② 事業会社からの社宅・寮の供給

世界的な不況により、事業会社が今後も資産処分を進めると考えられ、社宅や寮

の処分も今後も継続されると考えられます。

③ 個人所有者からの供給

個人が保有している一棟収益物件について、相続や資金繰りなど個別の事情による処分が見込まれます。

④ 流動化事業者、新古物件の供給

流動化事業者からの物件の処分、新築マンションデベロッパーの「新古」物件等も継続して供給されると見込まれます。

(2) 販売計画

① 一棟仕入一棟販売

1棟当たり2億円規模の住宅を中心に仕入れ、リフォームやリーシング実施後、投資用不動産として不動産業者や個人の富裕層を対象に年間10～16棟販売する計画です。

② 区分仕入区分販売

16百万円規模の区分所有マンションを仕入れ、リフォーム後、実居住用として個人を対象に年間80戸販売する計画です。

③ 一棟仕入区分販売

1棟(36戸)当たり3億60百万円規模の住宅を2年で3棟仕入れ、区分登記、リフォームや管理組合の設立等を行った後、実居住用として個人を対象に年間47～57戸販売する計画です。

なお、当社が現在保有している物件については、原則として平成23年7月末までの売却を目処とし、遅くとも平成25年7月期までに売却を完了する予定です。

当社といたしましては、この計画を着実に成し遂げ、事業再生を達成してまいりたいと考えております。

## 5. 財務状況及び資本増強策

### (1) 財務状況

当社は、平成21年7月期におきまして、連結ベースで195億99百万円の債務超過となっておりますが、事業再生ADR手続の中で保有不動産の評定価額の洗い直し等を行った結果、平成22年7月期においては298億91百万円の債務超過となる見込みです。

### (2) 金融支援の要請

当社は、事業再生ADR手続の中で、全対象債権者に対して、上記2.記載の金融支援(総額272億3百万円のDES及び15億63百万円の利率変更を含む)を要請し、ご承認を得ております。

### (3) 第三者割当増資

当社は、当社の債務超過を解消するとともに、今後の不動産物件の仕入資金を確

保し、事業再生を図るため、当社取締役相談役秋元竜弥及び4名の投資家に対し、事業再生ADR手続が成立することを条件として、第三者割当の方法によって株式（普通株式及び譲渡制限種類株式）を発行し、合計11億70百万円の資金調達を行う予定です。

#### (4) 債務超過の解消

当社は、本事業再生計画における上記（2）及び（3）の資本増強策等により、平成22年7月期において連結上の債務超過を解消する予定です。

#### (5) 減資

当社は、平成22年7月28日に募集株式（普通株式及び譲渡制限種類株式、並びにA種、B種、C種、D種及びE種の各種類株式）の発行により資本金の額が271億3109万8705円、資本準備金の額が269億7206万8705円となることを条件として、資本金の額を268億3109万8705円、資本準備金の額を269億7206万8705円減少し、それぞれ3億円、0円とすることにいたしました。

## 6. 経営責任、株主責任について

### (1) 経営責任

当社の代表取締役社長であった秋元竜弥は、経営責任を明確にするため、平成21年10月に代表取締役を辞任し、取締役相談役に就任しておりますが、平成22年7月27日開催予定の臨時株主総会后、平成22年7月31日までに取締役を退任する予定です。その後、秋元竜弥は、当社の取締役の立場では経営に関与しませんが、当社の再生を支援する目的で経営をサポートする方針です。

また、当社は、経営責任の観点から、既に平成22年7月期までの累計で約43%の役員報酬の削減を実施しており、さらに、取締役相談役秋元竜弥については、平成22年5月から更なる役員報酬カットを実施しております。

### (2) 株主責任

当社は、平成22年6月1日、株主責任の一環として、当社の筆頭株主である当社取締役相談役秋元竜弥との間で、当社取締役相談役秋元が保有する当社普通株式763,620株のうち、担保が設定されている240,000株および株式が制度信用銘柄に選定されているために預託している4,590株を除いた519,030株について、事業再生ADR手続が成立することを条件として、当社に対し無償譲渡することにつき合意いたしました。当社は、無償譲渡を受けた自己株式519,030株式については、全て、消却する予定です。

また、既存の株主の皆様が保有する普通株式について、株式の併合を行うことは予定しておりませんが、総額11億70百万円の第三者割当増資による株式価値の希釈化、及び総額約272億円の第三者割当による優先株式の発行により、株式価値の潜在的な希釈化が生じる見込みです。

株主の皆様におかれましては本事業再生計画の趣旨を何卒ご理解いただき、当社の再生のために必要となります本臨時株主総会の各議案につきまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

当社は、本事業再生計画を実行するため、譲渡制限種類株式および優先株式（A種ないしE種優先株式）を発行することといたしました。これらの種類株式の発行に備えるため、以下のとおり定款変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株式 (発行可能株式総数)	第2章 株式 (発行可能株式総数)
第6条 当社の発行可能株式総数は、 16,871,356株とする。 (新設)	第6条 当社の発行可能株式総数は、 16,871,356株とする。 <u>2. 当社の各種類の株式の発行可能 種類株式総数は、次のとおりとす る。</u> 普通株式 16,871,356株 A種優先株式 8,916株 B種優先株式 26,701株 C種優先株式 2,160,476株 D種優先株式 2,160,410株 E種優先株式 138,822株 譲渡制限種類株式 1,818,182株
(新設)	第2章の2 優先株式 (優先配当金)
(新設)	<u>第9条の2</u> 当社は、期末配当金の支払いを行 うときは、A種優先株式、B種優 先株式、C種優先株式、D種優先 株式またはE種優先株式（以下 「優先株式」という。）を有する株 主（以下「優先株主」という。） または優先株式の登録株式質権者 （以下「優先登録株式質権者」と いう。）に対し、第9条の10(1)の 定める支払順位に従い、優先株式 1株につき、それぞれ以下に定め る額の金銭（以下「優先配当金」 という。）を支払う。



現 行 定 款	変 更 案
	<p>但し、当該期末配当金にかかる基準日の属する事業年度中の日を基準日として第2項に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする（なお、以下B種優先株式についての優先配当金を「B種優先配当金」、C種優先株式についての優先配当金を「C種優先配当金」、D種優先株式についての優先配当金を「D種優先配当金」という。）。</p> <p>A種優先株式 300,000円に、それぞれの事業年度毎に下記の年率（以下「優先配当年率」という。）を乗じて算出した額とする。但し、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>2011年度および2012年度=0.1%  2013年度および2014年度=0.3%  2015年度以降=0.5%</p> <p>B種優先株式 300,000円に、それぞれの事業年度毎に優先配当年率を乗じて算出した額とする。但し、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</p> <p>C種優先株式 3,704円に、それぞれの事業年度毎に優先配当年率を乗じて算出した額とする。但し、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</p> <p>D種優先株式 3,704円に、それぞれの事業年度毎に優先配当年率を乗じて算出した額とする。但し、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</p> <p>E種優先株式 3,704円に、事業年度毎に0.05%を乗じて算出した額とする。但し、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>(優先中間配当金)</p> <p>2. <u>当社は、中間配当金の支払いを行うときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、第9条の10(1)の定める支払順位に従い、第1項に定める額の2分の1を限度として、取締役会の決議で定める額の金銭（以下「優先中間配当金」という。）を支払うものとする。</u></p> <p>(非累積条項)</p> <p>3. <u>優先株主または優先登録株式質権者に対して支払う優先株式1株当たりの剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときであっても、その優先株式1株当たりの不足額は翌事業年度以降に累積しない。</u></p> <p>(非参加条項)</p> <p>4. <u>優先株主または優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。</u></p> <p>(剰余財産の分配)</p> <p>第9条の3 <u>当社の剰余財産の分配をするときは、第9条の10(2)の定める支払順位に従い、それぞれ次に定める額の金銭（以下「剰余財産分配金」という。）を支払う。（なお、以下B種優先株式についての剰余財産分配金を「B種優先剰余財産分配金」、C種優先株式についての剰余財産分配金を「C種優先剰余財産分配金」、D種優先株式についての剰余財産分配金を「D種優先剰余財産分配金」という。）</u></p> <p>A種優先株式 1株につき、300,000円</p> <p>B種優先株式 1株につき、300,000円</p> <p>C種優先株式 1株につき、3,704円</p> <p>D種優先株式 1株につき、3,704円</p> <p>E種優先株式 1株につき、3,704円</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>(非参加条項)</p> <p>2. <u>優先株主または優先登録株式質権者に対しては、前項のほか残余財産の分配は行わない。</u></p> <p>(議決権)</p> <p>第9条の4 <u>A種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）およびB種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）は、株主総会において議決権を有しない。</u></p> <p>2. <u>C種優先株式を有する株主（以下「C種優先株主」という。）、D種優先株式を有する株主（以下「D種優先株主」という。）およびE種優先株式を有する株主（以下「E種優先株主」という。）は、株主総会において議決権を有する。</u></p>
(新設)	<p>(普通株式を対価とする取得請求権)</p> <p>第9条の5 <u>優先株主は、それぞれ次に定める期間（以下「転換請求期間」という。）、いつでも、当社に対して、普通株式の交付と引換えに、その有する優先株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし、当社は優先株主が取得の請求をした優先株式を取得すると引換えに、次に定める数の普通株式を、当該優先株主に対して交付するものとする。</u></p> <p><u>A種優先株式 2021年11月1日（当該日が営業日ではない場合には、翌営業日）の翌営業日以降2030年7月28日（同日を含む。）までの間（以下「A種転換請求期間」という。）</u></p> <p><u>B種優先株式 2011年7月28日以降2020年7月28日（同日を含む。）までの間（以下「B種転換請求期間」という。）</u></p> <p><u>C種優先株式 2013年7月28日以降2022年7月28日（同日を含む。）までの間（以下「C種転換請求期間」という。）</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>D種優先株式 2015年7月28日以降 2024年7月28日（同日を含む。）ま での間（以下「D種転換請求期間」 という。）</p> <p>E種優先株式 2019年7月28日以降 2030年7月28日（同日を含む。）ま までの間（以下「E種転換請求期間」 という。）</p> <p>(1) 優先株式の取得と引換えに交 付する普通株式の数</p> <p>優先株式の取得と引換えに交付す る普通株式の数は、転換請求にか かる優先株式の数にA種優先株式 およびB種優先株式については 300,000円を、C種優先株式、D種 優先株式およびE種優先株式につ いては3,704円を乗じて得られる 額を、それぞれ下記(2)および(3) に定める取得価額で除して得られ る数とする。なお、優先株式の取 得と引換えに交付する普通株式の 数に1株に満たない端数があると きは、これを切り捨てるものと し、この場合においては、会社法 第167条第3項に定める金銭の交付 はしない。</p> <p>(2) 取得価額</p> <p>当初取得価額は、3,704円とする。</p> <p>(3) 取得価額の調整</p> <p>(a) 以下に掲げる事由が発生し た場合には、それぞれ以下のとお り取得価額を調整する。</p> <p>①普通株式につき株式の分割また は株式無償割当てをする場合、以 下の算式により取得価額を調整す る。なお、株式無償割当ての場合 には、下記の算式における「分割 前発行済普通株式数」は「無償割 当て前発行済普通株式数（但し、 その時点で当社が保有する普通株 式を除く。）」、「分割後発行済普通 株式数」は「無償割当て後発行済 普通株式数（但し、その時点で当 社が保有する普通株式を除く。）」 とそれぞれ読み替える。</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>調整後取得価額 = <math>\frac{\text{調整前取得価額} \times \text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}</math></p> <p>調整後の取得価額は、株式の分割にかかる基準日または株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。</p> <p>②普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。</p> <p>調整後取得価額 = <math>\frac{\text{調整前取得価額} \times \text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}</math></p> <p>③下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(3)において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合または合併、株式交換もしくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。調整後の取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また、株主への割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。</p> $\text{調整後取得価額} = \frac{\text{調整前取得価額} \times \left[ \frac{\text{（発行済普通株式の数-当社が保有する普通株式の数）} + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たり普通株式1株当たりの時価}}{\text{普通株式1株当たりの時価}} \right]}{\left[ \text{発行済普通株式の数-当社が保有する普通株式の数} + \text{新たに発行する普通株式の数} \right]}$ <p>④当社に取得をさせることによりまたは当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行または処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日。以下本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>調整後の取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>⑤行使することによりまたは当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日。以下本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。但し、本⑤による取得価額の調整は、当社の取締役、監査役または従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>(b) <u>上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①および②のいずれかに該当する場合には、当社は優先株主および優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後の取得価額、適用の日およびその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。</u></p> <p><u>①合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継または新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。</u></p> <p><u>②前①のほか、普通株式の発行済株式の総数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。</u></p> <p>(c) <u>取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</u></p> <p>(d) <u>取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。</u></p> <p>(e) <u>取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。</u></p>



現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>(金銭を対価とする取得請求権)</p> <p><u>第9条の6</u> <u>A種優先株主は、2015年11月1日以降2021年11月1日（当該日が営業日ではない場合には、翌営業日）まで（以下「償還期間」という。）の毎年11月1日（当該日が営業日ではない場合には、翌営業日）、法令上可能な範囲で、かつ下記(1)および(2)に定める上限の範囲内において、当社に対して、金銭の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部または一部を取得することを請求（以下「償還請求」という。）することができるものとし、当社はA種優先株主が償還請求をしたA種優先株式を取得するのと引換えに、下記(3)に定める額（以下「任意償還価額」という。）の金銭を、当該A種優先株主に対して交付するものとする。なお、下記(1)および(2)に定める上限を超えて償還請求が行われた場合、取得すべきA種優先株式は、償還請求が行われたA種優先株式の数に応じた按分比例の方法による。</u></p> <p><u>(1) 任意償還価額の上限</u></p> <p><u>A種優先株主は、本項に基づくA種優先株主による償還請求がなされた日（以下「償還請求日」という。）の前日における分配可能額が1億円を上回る場合に限り、当該上回る金額を任意償還価額の上限として、償還請求をすることができる。</u></p> <p><u>(2) 取得株式数の上限</u></p> <p><u>A種優先株主は、各償還請求日において、A種優先株式1,784株を上限として、償還請求をすることができる。</u></p> <p><u>(3) 任意償還価額</u></p> <p><u>任意償還価額は、A種優先株式1株につき、300,000円とする。</u></p>

現 行 定 款 (新設)	変 更 案
	<p>(普通株式を対価とする取得条項)</p> <p><u>第9条の7</u> 当社は、転換請求期間中に取得請求のなかった優先株式の全部を、転換請求期間の末日の翌日以降いつでも、当社取締役会が別に定める日（以下「強制転換日」という。）が到来することをもって普通株式の交付と引換えに取得するものとし、当社は、かかる優先株式を取得するのと引換えに、次に定める数の普通株式を優先株主に対して交付するものとする。優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。</p> <p><u>A種優先株式</u> A種転換請求期間中に取得請求のなかったA種優先株式の数に300,000円を乗じて得られる額を、2030年7月28日における取得価額で除して得られる数</p> <p><u>B種優先株式</u> B種転換請求期間中に取得請求のなかったB種優先株式の数に300,000円を乗じて得られる額を、2020年7月28日における取得価額で除して得られる数</p> <p><u>C種優先株式</u> C種転換請求期間中に取得請求のなかったC種優先株式の数に3,704円を乗じて得られる額を、2022年7月28日における取得価額で除して得られる数</p> <p><u>D種優先株式</u> D種転換請求期間中に取得請求のなかったD種優先株式の数に3,704円を乗じて得られる額を、2024年7月28日における取得価額で除して得られる数</p> <p><u>E種優先株式</u> E種転換請求期間中に取得請求のなかったE種優先株式の数に3,704円を乗じて得られる額を、2030年7月28日における取得価額で除して得られる数</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>(金銭を対価とする取得条項)</p> <p>第9条の8 (1) 当社は、いつでも、当社取締役会が別に定める日（以下「強制償還日」という。）が到来することをもって、法令上可能な範囲で、金銭の交付と引換えに、優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当社は、かかる優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める額（以下「強制償還価額」という。）の金銭を優先株主に対して交付するものとする。なお、優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。</p> <p>(2) 強制償還価額は、以下に定める金額とする。</p> <p>A種優先株式1株につき、300,000円</p> <p>B種優先株式1株につき、300,000円</p> <p>C種優先株式1株につき、3,704円</p> <p>D種優先株式1株につき、3,704円</p> <p>E種優先株式1株につき、3,704円</p>
(新設)	<p>(株式の併合または分割、募集株式の割当て等)</p> <p>第9条の9 (1) 当社は、優先株式について株式の併合または分割は行わない。</p> <p>(2) 当社は、優先株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>(優先順位)</p> <p>第9条の10 (1) A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる剰余金の配当の支払順位は、A種優先株式にかかる剰余金の配当を第1順位とし、B種優先株式、C種優先株式およびD種優先株式にかかる剰余金の配当を第2順位（それらの間では同順位とし、B種優先株主の有するB種優先株式の数にB種優先配当金を乗じて得られる額、C種優先株主の有するC種優先株式の数にC種優先配当金を乗じて得られる額およびD種優先株主の有するD種優先株式の数にD種優先配当金を乗じて得られる額に応じて配当財産を割り当てる。）とし、E種優先株式にかかる剰余金の配当を第3順位とし、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる剰余金の配当を第4順位（それらの間では同順位かつ同額とする。）とする。</p> <p>(2) A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる残余財産の分配の支払順位は、A種優先株式にかかる残余財産の分配を第1順位とし、B種優先株式、C種優先株式およびD種優先株式にかかる残余財産の分配を第2順位（それらの間では同順位とし、B種優先株主の有するB種優先株式の数にB種優先残余財産分配金を乗じて得られる額、C種優先株主の有するC種優先株式の数にC種優先残余財産分配金を乗じて得られる額およびD種優先株主の有するD種優先株式の数にD種優先残余財産分配金を乗じて得られる額に応じて残余財産を割り当てる。）とし、E種優先株式にかかる残余財産の分配を第3順位とし、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる残余財産の分配を第4順位（それらの間では同順位かつ同額とする。）とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p align="center"><u>第2章の3 譲渡制限種類株式</u></p> <p><u>(議決権)</u></p> <p><u>第9条の11</u> 譲渡制限種類株式を有する株主(以下「譲渡制限種類株主」という。)は、株主総会において議決権を有する。</p>
(新設)	<p><u>(譲渡制限)</u></p> <p><u>第9条の12</u> 譲渡による譲渡制限種類株式の取得については、取締役会の承認を要する。</p>
(新設)	<p><u>(取得請求権)</u></p> <p><u>第9条の13</u> 譲渡制限種類株主は、2011年1月28日以降いつでも、当社に対して、普通株式の交付と引換えに、その有する譲渡制限種類株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし、当社は譲渡制限種類株主が取得の請求をした譲渡制限種類株式1株を取得するのと引換えに、普通株式1株を当該譲渡制限種類株主に対して交付するものとする。</p>
(新設)	<p><u>(剰余金の配当および残余財産の分配)</u></p> <p><u>第9条の14</u> 当社は、譲渡制限種類株式にかかる剰余金の配当および残余財産の分配について、第9条の10に定める順位に従い支払う。</p>
(新設)	<p><u>(種類株主総会)</u></p> <p><u>第9条の15</u> 当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、譲渡制限種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</p>



現 行 定 款	変 更 案
<p>附則</p> <p>第1条 当会社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第2条 前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削除するものとする。</p>	<p>2. <u>第11条、第13条、第14条第1項、第15条および第16条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p>3. <u>第14条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p> <p>(削除)</p>

## 第2号議案 第三者割当による募集株式（普通株式）の発行の件

本議案は、本事業再生計画を実行するため、会社法第199条の規定に基づき、下記

1. 記載の内容で、募集株式（普通株式）を発行することについてご承認をお願いするものであります。

### 1. 募集株式の内容

#### (1) 募集株式の種類及び数

普通株式 3,489,584株

#### (2) 払込金額

1株につき192円

#### (3) 払込期日

平成22年7月28日

#### (4) 増加する資本金及び資本準備金

資本金 335,000,064円（1株につき96円）

資本準備金 335,000,064円（1株につき96円）

#### (5) 募集方法

第三者割当により、下記の者に以下のとおり割り当てる。

加藤照美 2,604,167株

北山英樹 468,750株

井康彦 260,417株

風巻正人 156,250株

## 2. 第三者割当により募集株式を発行する理由

当社は、本事業再生計画を実行して、債務超過を解消するとともに、今後の不動産物件の仕入資金を確保し、事業再生を図るため、第三者割当の方法により普通株式を発行することといたしました。

普通株式の払込金額は、1株につき192円であり、普通株式発行に関する取締役会決議の直前営業日（平成22年5月31日）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（275円）（以下「時価」といいます。）に69.8%を乗じた金額です。なお、当該取締役会決議の直前営業日の終値を参考価格として採用したのは、直近の市場価格として、当社の株式の価値をより公正に反映していると判断したことによるものであります。参考までに、普通株式の払込金額（192円）は、直前営業日から1カ月遡った期間の終値の単純平均値（295.8円）に対し35.1%のディスカウント、直前営業日から3カ月遡った期間の終値の単純平均値（329.2円）に対し41.7%のディスカウント、直前営業日から6カ月遡った期間の終値の単純平均値（346.5円）に対して44.6%のディスカウントを行った金額となります。

当社の経営が非常に厳しい状態にある中において、また、当社株式は株式会社東京証券取引所から特設注意市場銘柄に指定されていることから、外部から当社に対して出資を頂くためには、本事業再生計画にご理解を頂きつつ、時価よりも相当程度低い払込金額とせざるを得ない状況であります。この、時価よりも相当程度低い払込金額は日本証券業協会の定める第三者割当の取扱いに関する指針等に照らすと有利発行とせざる得ないものの、当社としては本事業再生計画を履行していくためには必要とする金額を調達する必要があります。そこで、時価よりも相当程度低い払込金額とすることと致しましたが、時価からのディスカウント率については、債務超過にある当社の現状に鑑みて大幅なディスカウント率とする必要があります。ただし、その割合が大きければ希薄化規模が大きくなり株主様への影響もより大きくなることから、これらを総合的に勘案して割当先と協議した結果として、払込金額を当社普通株式の時価に69.8%を乗じた金額としたことは、当社の現状に照らすと、合理的であるものと考えております。

### 第3号議案 第三者割当による募集株式（譲渡制限種類株式）の発行の件

本議案は、本事業再生計画を実行するため、会社法第199条の規定に基づき、下記1.記載の内容で、募集株式（譲渡制限種類株式）の発行についてご承認をお願いするものであります。

なお、本議案に係る募集株式の発行は、第1号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件といたします。

#### 1. 募集株式の内容



(1) 募集株式の種類及び数

譲渡制限種類株式 1,818,182株 (譲渡制限種類株式の内容については第1号議案「定款一部変更の件」をご参照下さい。)

(2) 払込金額

1株につき275円

(3) 払込期日

平成22年7月28日

(4) 増加する資本金及び資本準備金

資本金 250,000,025円 (1株につき137.5円)

資本準備金 250,000,025円 (1株につき137.5円)

(5) 募集方法

第三者割当により、下記の者に以下のとおり割り当てる。

秋元竜弥 1,818,182株

2. 第三者割当により募集株式を発行する理由

当社は、本事業再生計画を実行して、債務超過を解消するとともに、今後の不動産物件の仕入資金を確保し、事業再生を図るため、第三者割当の方法により譲渡制限種類株式を発行することといたしました。

譲渡制限種類株式の払込金額は、1株につき275円であり、譲渡制限種類株式発行に関する取締役会決議の直前営業日(平成22年5月31日)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値(275円)(以下「時価」といいます。)と同額です。当該取締役会決議の直前営業日の終値を参考価格として採用したのは、直近の市場価格として、当社の株式の価値をより公正に反映していると判断したことによるものであります。参考までに、譲渡制限種類株式の払込金額(275円)は、直前営業日から1カ月遡った期間の終値の単純平均値(295.8円)に対し7.0%のディスカウント、直前営業日から3カ月遡った期間の終値の単純平均値(329.2円)に対し16.5%のディスカウント、直前営業日から6カ月遡った期間の終値の単純平均値(346.5円)に対して20.6%のディスカウントを行った金額となります。

当社の経営成績は非常に厳しい状態にあり、また対象債権者に対して金融支援を要請する中、当社取締役相談役秋元に対しては、前代表取締役社長として当社が債務超過に陥っている状況につき、経営責任をより明確にするため、譲渡制限が付され6カ月の間は普通株式への転換ができない譲渡制限種類株式を発行することとし、また払込金額は普通株式の時価によるものといたしました。

なお、上記のとおり譲渡制限種類株式には本第三者割当に係る払込期日から6カ月間の譲渡制限が付されており、かつ、当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令または当社の定款に別段の定めがある場合を除き、当該新株式の株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しないとされているように、譲渡制限種類株式は普通株式に比べて権利が制限されているという不利な条件にも

かかわらず、普通株式の時価と同じ金額が払込金額となることから、当社は、当該払込金額は特に有利な金額ではないと考えておりますが、大規模な第三者割当増資について株主の皆様の意思を確認すべく株主総会にお諮りすることが適切であると考えることから、譲渡制限種類株式の発行について、ご承認をお願いするものであります。

#### 第4号議案 第三者割当による募集株式（優先株式）の募集事項の決定の委任の件

本議案は、本事業再生計画を実行するため、会社法第199条及び第200条の規定に基づき、第三者割当による募集株式（優先株式）の発行に関し、以下の要領により募集事項の決定を当社取締役会に委任することについてご承認をお願いするものであります。

本議案をご承認いただいた場合は、臨時株主総会後に開催予定の当社取締役会において募集事項の決定を行い、金融機関に対してD E Sの方法によりA種優先株式ないしE種優先株式を発行することを予定しております。

なお、本議案に係る募集株式の発行は、第1号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生すること及び第2号議案「第三者割当による募集株式（普通株式）の発行の件」、第3号議案「第三者割当による募集株式（譲渡制限種類株式）の発行の件」がいずれも承認されることを条件といたします。

##### 1. A種優先株式の募集

(1) 募集株式の種類及び数の上限	A種優先株式 8,916株
(2) 払込金額の下限	1株につき300,000円
(3) 給付期日	平成22年7月28日
(4) 増加する資本金及び資本準備金	資本金 13億3,740万円 (1株につき150,000円) 資本準備金 13億3,740万円 (1株につき150,000円)

##### 2. B種優先株式の募集

(1) 募集株式の種類及び数の上限	B種優先株式 26,701株
(2) 払込金額の下限	1株につき300,000円
(3) 給付期日	平成22年7月28日
(4) 増加する資本金及び資本準備金	資本金 40億515万円 (1株につき150,000円) 資本準備金 40億515万円 (1株につき150,000円)

### 3. C種優先株式の募集

(1) 募集株式の種類及び数の上限	C種優先株式 2,160,476株
(2) 払込金額の下限	1株につき3,704円
(3) 給付期日	平成22年7月28日
(4) 増加する資本金及び資本準備金	資本金 40億120万1552円 (1株につき1,852円) 資本準備金 40億120万1552円 (1株につき1,852円)

### 4. D種優先株式の募集

(1) 募集株式の種類及び数の上限	D種優先株式 2,160,410株
(2) 払込金額の下限	1株につき3,704円
(3) 給付期日	平成22年7月28日
(4) 増加する資本金及び資本準備金	資本金 40億107万9320円 (1株につき1,852円) 資本準備金 40億107万9320円 (1株につき1,852円)

### 5. E種優先株式の募集

(1) 募集株式の種類及び数の上限	E種優先株式 138,822株
(2) 払込金額の下限	1株につき3,704円
(3) 給付期日	平成22年7月28日
(4) 増加する資本金及び資本準備金	資本金 2億5709万8344円 (1株につき1,852円) 資本準備金 2億5709万8344円 (1株につき1,852円)

### 6. 第三者割当により募集株式を発行する理由

優先株式発行は、本事業再生計画の一環として、当社の債務超過を解消するという目的の下、当社の置かれた事業環境、財務状況等を総合的に勘案した上、対象債権者の有する債権のうち、不動産担保等により保全されていない無担保債権部分の一部と同一の金額を払込金額の総額としております。

また、優先株式の普通株式を対価とする取得請求権にかかる当初取得価額については、本件優先株式の発行と当社が平成22年6月1日付「第三者割当による株式（普通株式及び譲渡制限種類株式）の発行に関するお知らせ」で公表した第三者割当による株式発行とを併せて、希薄化率が株式会社東京証券取引所が定める上場廃止

の基準である300%を超えないように3,704円としております（なお、当該取得価額について、普通株式の価格を基準として修正されることはありません）。そして、優先株式のうち、当社株主総会において議決権を有するC種、D種及びE種優先株式については、1株当たりの払込金額を上記取得価額と同額としております。また、A種及びB種優先株式については、株式数等を勘案して1株当たりの払込金額を30万円としております。

当社は、A種、B種、C種及びD種の各種優先株式について、第三者機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社に依頼して一般的な価格算定モデルである二項モデルにより当社普通株式の株価、種類株式の条件や性質、金利動向等を勘案して仮定した条件の下で評価額を算定しておりますが、当該条件の下で算定された評価額（各優先株式の評価額は、A種につき185,904円、B種につき16,980円、C種につき229円及びD種につき243円）はいずれも払込金額を大きく下回るものです。また、E種優先株式については、第三者機関に評価を依頼していませんが、B種ないしD種優先株式よりも条件が劣るものであるため、B種ないしD種優先株式と同様に評価額は払込金額を大きく下回るものと考えております。

このように、当社は、優先株式の払込金額は会社法上特に有利な金額ではないと考えておりますが、優先株式発行は希薄化率が25%を超えることから、株主の皆様のご意思を確認すべく、優先株式発行について、ご承認をお願いするものであります。

## 第5号議案 資本金の額の減少の件

### 1. 資本金の額の減少の理由

当社は、本事業再生計画を実行し、当社が現在計上している多額の累積損失を解消し、資本構成の是正を図り、今後の柔軟な資本政策の展開を可能とするため、資本金の額の減少を実施するものであります。

なお、資本金の額の減少は、第2号議案、第3号議案及び第4号議案が承認され、募集株式が発行されることにより、資本金の額が27,131,098,705円になることを条件といたします。

### 2. 資本金の額の減少の内容

#### (1) 減少する資本金の額

26,831,098,705円

#### (2) 資本金の額の減少の効力発生日

平成22年7月28日

## 第6号議案 資本準備金の額の減少の件

### 1. 資本準備金の額の減少の理由

当社は、本事業再生計画を実行し、当社が現在計上している多額の累積損失を解消し、資本構成の是正を図り、今後の柔軟な資本政策の展開を可能とするため、資

本準備金の額の減少を実施するものであります。

なお、資本準備金の額の減少は、第2号議案、第3号議案及び第4号議案が承認され、募集株式が発行されることにより、資本準備金の額が26,972,068,705円になることを条件といたします。

## 2. 資本準備金の額の減少の内容

### (1) 減少する資本準備金の額

26,972,068,705円

### (2) 資本準備金の額の減少の効力発生日

平成22年7月28日

## 第7号議案 取締役1名選任の件

当社は、経営体制の一層の強化を図るため新たに取締役1名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
細川和憲 (昭和24年8月27日生)	昭和48年4月 国税庁入庁 平成16年7月 関東信越国税不服審判所長 平成17年4月 東京経済大学現代法学部教授 平成18年4月 東京経済大学現代法学部・大学院法学研究科教授 (現在に至る) 平成18年6月 税理士登録	一株

(注) 1 取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2 取締役候補者細川和憲氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の要件を満たす、社外取締役候補者であります。

3 社外取締役候補者の選任理由、社外取締役としての独立性及び社外取締役との責任限定契約について

(1) 社外取締役候補者の選任理由及び独立性について

① 細川和憲氏につきましては、長く税務行政に携わってきた経緯から、税務・会計の専門的な知識・経験等を当社の経営にいかしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

② 細川和憲氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者であったこともありません。

③ 細川和憲氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また、過去2年間に受けていたこともありません。

④ 細川和憲氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。

⑤ 細川和憲氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割若しくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。

(2) 社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断する理由について

細川和憲氏は、社外取締役となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、長く税務行政に関わってきたことから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

(3) 社外取締役との責任限定契約について

当社は社外取締役候補者との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責

任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額となります。

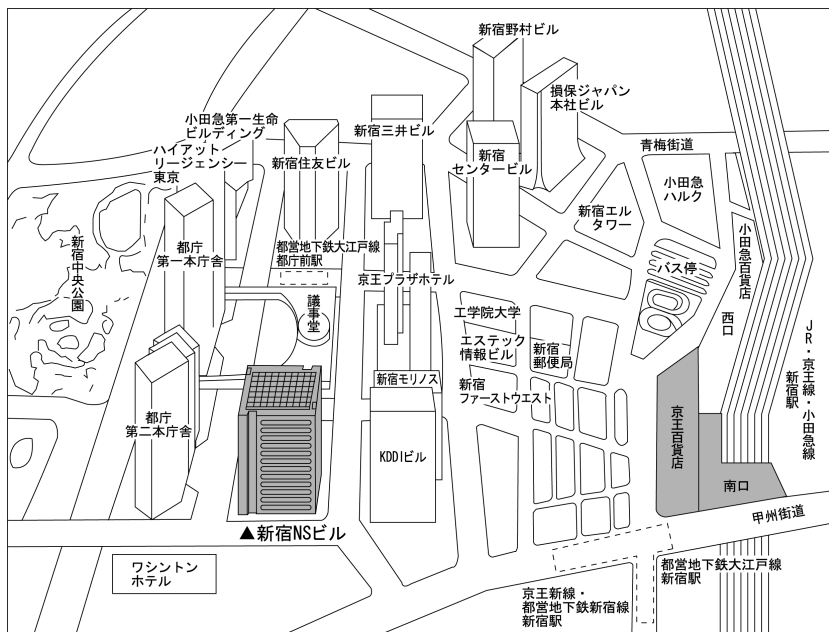
以 上



# 株主総会会場ご案内図

会場 東京都新宿区西新宿二丁目4番1号  
新宿NSビル30階  
NSスカイカンファレンス ホールA・B  
電話：03-3349-8070

(会場が前回と異なっておりますので下記のご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。)



## 交通のご案内

新宿駅南口から徒歩約10分  
東京メトロ丸ノ内線新宿駅から徒歩約10分  
都営地下鉄大江戸線都庁前駅から徒歩約5分